

令和2年度第1回協議会（11/17）の委員意見への対応

区分	主な意見	意見への対応
全体	文化財保護法の上位法に文化芸術基本法がある。同法に基づく、6分野（観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他）と章立ての関係が見えるように構成すること。（村上会長）	4章1の各種取り組みを文化芸術基本法第二条10に示す連携を図るべき6分野の順に、再整理する。
	4章1（各種取り組み）と4章2（課題）の構成を同じにしてはどうか。流れが整理されてわかりやすくなる。（甲斐委員）	
歴史文化遺産に関する資料の取扱いについて	文化財分野の基本的な資料をまとめたら、庁内関係各所へパスをする旨の記述を加えるべき。（村上会長）	措置14「文化財データベースの作成・更新」を「文化財データベースの作成・更新・共有」と修正する
	整備した文化財データベースにストーリーや観光のネタがあるなら情報共有したい。明石観光協会で発信する。（樫原委員）	
ICT技術、オンライン等活用について	時の記念日100周年・明石市立天文科学館会館60周年のイベントをオンラインで開催し、75,000の視聴があった。オンライン活用も試みてはどうか。（前野委員）	方針3-1「歴史文化観光に関わる多様な取り組みを展開する」の措置として、「先端技術の活用による文化財情報の発信」を加え、「企画展やシンポジウムのオンライン発信、デジタルコンテンツの拡充、VR等ICTの活用等の推進」を追加する。
	オンラインは重要で、文化財の保存活用における一つの柱になる。デジタルアーカイブの見せ方も考えなければならない。文化財で発行している冊子も含め、楽しんで見られるデジタルコンテンツが不足している。（竹内委員）	
天文科学館	明石市立天文科学館を中心として科学系も文化財の活用として今回の計画の範疇に含まれる。（村上会長）	方針3-1「歴史文化観光に関わる多様な取り組みを展開する」の措置として、「明石市立天文科学館等を中心とした科学技術に関する情報発信」を追加する。
産業について	今までの文化財の概念だと入らないが、産業（工業）も生活という面で地域計画で扱う要素に入っているのではないか。（山下オブザーバー）	産業としては、漁業、酒造業、瓦産業などについて歴史文化遺産として調査をすることを措置のひとつとしている。工業・商業（魚の棚商店街）・農業（ため池数）等、今後、関係各課に紹介して調査する。漁船の造船所については、漁村調査のなかの項目に加えることとする。
	明石の企業が生産する工業製品のなかには、シェア日本一の物もあり、文化財として活用に結び付けられるかもしれない。また、人を呼ぶなら食であるため、魚の棚商店街の表現をどうするか。いずれにしても、産業の振興を図っていただきたい。（西川委員）	
	非常に大きい工業機械は現物を見に行きにくいですが、映像にできたら面白さが伝わる。オンラインに結び付けることができる。魚の棚商店街を要素に入れると南北軸の活性化につながる。（村上会長）	
	漁村の関係では、漁船の造船所の調査もしている。小さい造船所が残っていない。少し大きく建物が古い造船所は2か所確認している。調査をして頂けるとありがたい。（藤本委員）	
食文化について	イワシズシや、いかなごのフルセ（大きくなったいかなご）をアナゴ代わりに使った巻きずしなどの食文化が表に出てこない。書き添えていただければ（藤本委員）	食文化に、イワシ寿司や「いかなごのフルセ」を加える。
布団太鼓について	大蔵谷に昭和30年代後半からお蔵入りになっている布団太鼓の調査を行っている。いずれは日の目を浴びたい。また、文化博物館展示の二見の布団太鼓は角が上がっており、明石東部と少し文化が違う（加古郡の布団太鼓は角がせりあがっている）明石市域の布団太鼓における東西の特徴を解説したパネルは、できる範囲ですぐやっていただきたい。（藤本委員）	措置23の「布団太鼓の公開の場の設定」を「布団太鼓の調査と公開の場の設定」とする。措置32「文化博物館常設展示の拡充」に「布団太鼓の展示拡充をはじめ」と加筆する。
福祉について	障がいのある方が文化財に触れやすくなるような対応など、多様性を確保していくうえで、長い目で見れば一つ触れておいたほうがいい（竹内委員）	方針3-2「歴史文化遺産が核となるまちづくりを市民等と協働する」に措置として、「多様な人が鑑賞できる文化財展示手法等の検討」を加える。

	障がいのある方でも楽しんでいただけるコース設定を観光協会を中心に考えており、今年の3月にできた明石案内所で情報提供されている。(前野委員)	4章1の「取り組み」に加える。
	乳幼児×食文化の話はないかについて記述が少ないため、調べてはどうか。(村上会長)	事務局で調査する。
防災・防犯について	文化財の防災は5章の(5)に記載され小さな扱いになっているが、昨今の状況から別の章立てとして扱わざるを得ないというのは国の指導として出てくる。あらかじめ対応しておくべき。(村上会長)	文化財防災・防犯については、別章立てとする。

4章について

P74	旧波門崎燈籠堂は「保存の措置が必要とされる」と記載されているが、すでに検討されているのではないか。検討後の状況を記載した方が良いのではないか。(西海委員)	・指摘のとおり修正する。
P74	「どっこんしょ」は浅い井戸を表す方言であり、一般的な井戸は深い井戸のことを指す。江井島の酒造関係者に話を聞くと、共同井戸は深い井戸であり「どっこんしょ」ではない。「どっこんしょ」(浅い井戸)として別に記載した方が良い。(西海委員)	・指摘のとおり修正する。
P75	「無住の神社建造物～中略～の保存・管理が十分行き届かない事態」については、太鼓を出すお宮さんは、地域の人が祭りを管理し、日ごろからも掃除や草刈りをされ協力されている。そのような神社のお祭りは、一致団結され、一番古いお祭りの形態が残っている。そのため、保存・管理が十分行き届かないという記述は消去してほしい。十分とは言えないけれども、地域住民が努力しているという言葉に変えてほしい(西海委員)	・指摘のとおり修正する。

5章について

課題2-①	2章で無形民俗文化財の掘り起こし調査が必要とされると書かれてありながら、A3表(骨子案)2-①に記述がないので追加すべきではないか(甲斐委員)	・指摘のとおり、「8生活文化に関わる調査」に無形民俗文化財を追加する。
方針1-2	歴史文化コーディネーターの育成に関する記述はあるが、地域に愛着・誇りを持ってくれるような子どもたちを育成していくという趣旨の文面を加えてほしい。(山下オブザーバー)	・指摘のとおり修正する。
方針1-3	出前授業の実施が年間2回は明石全体の学校一周するのに時間がかかる。歴史文化コーディネーターを6人としているなら5～6回は行ってはどうか。(山下オブザーバー)	・事務局で検討する。
方針2-2-2	文化庁では文化財として定義されていない食文化等の生活文化も取り入れようと検討されているので、今後は連携を見据えて文化財部局の欄を○とするべき。(甲斐委員)	・事務局で検討する。
方針2-1-14	文化財調査の目標が年1回であれば、データベース作成・更新が2年に1度はもったいない。貴重なデータがその都度得られるため、簡単に更新できるデータベースとすることが望ましい(甲斐委員)	・事務局で検討する。
方針2-2-20	近代洋館建築の安藤家は固有名詞を提示ししなくてもよいのではないか(村上会長)	・指摘のとおり修正する。
方針3-2	クラウドファンディングなどの取り組みに当たる市民の自己財源を増やせる仕組みづくりを考える必要がある。	・指摘のとおり措置として「財源の確保」を追加する。